

- 附 則 この定款は、昭和43年 4月30日より施行する。
創立総会（昭和43年 1月25日）にて承認
- この定款は、昭和43年 7月29日より改定施行する。
通常総会（昭和43年 7月29日）にて、第27条（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務）の一部改定を承認
- この定款は、昭和44年 5月26日より改定施行する。
臨時総会（昭和44年 2月26日）にて、第3条（地区）の一部改定を承認
- この定款は、昭和47年 7月 5日より改定施行する。
通常総会（昭和47年 5月30日）にて、第4条（事務所の所在地）及び第24条（役員の定数）並びに第27条（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務）の一部改定を承認
- この定款は、昭和48年 5月28日より改定施行する。
通常総会（昭和48年 5月28日）にて、第48条（委員会）の一部改定を承認
- この定款は、昭和50年 7月21日より改定施行する。
通常総会（昭和50年 5月28日）にて、第24条（役員の定数）の一部改定を承認
- この定款は、昭和53年 5月30日より改定施行する。
臨時総会（昭和53年 3月24日）にて、定款の全文改定を承認
- この定款は、昭和56年 7月 6日より改定施行する。
通常総会（昭和56年 5月25日）にて、第28条（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務）及び第43条（理事会の招集）の一部改定を承認
- この定款は、昭和58年 4月27日より改定施行する。
臨時総会（昭和58年 3月25日）にて、第7条（事業）の一部改定を承認
- この定款は、昭和59年 4月20日より改定施行する。
臨時総会（昭和58年10月26日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認
- この定款は、昭和62年 9月 8日より改定施行する。
通常総会（昭和62年 5月28日）にて、第25条（役員の定数）の一部改定を承認
- この定款は、平成 1年 6月28日より改定施行する。
通常総会（平成 1年 5月26日）にて、第25条（役員の定数）の一部改定を承認
- この定款は、平成 8年12月17日より改定施行する。
臨時総会（平成 8年12月 3日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認
- この定款は、平成 9年 6月26日より改定施行する。
通常総会（平成 9年 5月28日）にて、第28条（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務）の一部改定を承認

この定款は、平成10年 6月25日より改定施行する。

通常総会（平成10年 5月26日）にて、第7条（事業）及び第41条（総会の議決事項）の一部改定を承認

この定款は、平成11年 7月26日より改定施行する。

通常総会（平成11年 5月28日）にて、第28条（理事長、副理事長及び常務理事の職務）及び第43条（理事会の招集）の一部改定を承認

この定款は、平成11年11月22日より改定施行する。

臨時総会（平成11年11月 5日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認

この定款は、平成12年 6月29日より改定施行する。

通常総会（平成12年 5月30日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認

この定款は、平成13年 3月30日より改定施行する。

臨時総会（平成13年 2月06日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認

この定款は、平成13年 4月23日より改定施行する。

臨時総会（平成13年 3月16日）にて、第8条（組合員の資格）及び第19条（届出）の一部改定を承認

この定款は、平成16年 7月20日より改定施行する。

通常総会（平成16年 5月26日）にて、第3条（地区）及び第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成18年 6月21日より改定施行する。

通常総会（平成18年 5月29日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成20年 8月18日より改定施行する。

通常総会（平成20年 5月29日）にて、平成19年 4月に改正施行された中小企業等協同組合法に基づいた定款の全部改定及び第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成23年 7月15日より改定施行する。

通常総会（平成23年 5月30日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成23年12月 1日より改定施行する。

臨時総会（平成23年11月 7日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成25年 3月 1日より改定施行する。

臨時総会（平成25年 2月20日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成26年 3月20日より改定施行する。

臨時総会（平成26年 3月 5日）にて、第10条（加入者の出資払込み）及び第15条（脱退者の持分の払戻し）並びに第54条（資本準備金）の一部改定を承認

この定款は、平成27年 6月16日より改定施行する。

通常総会（平成27年 5月27日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成29年 8月14日より改定施行する。

臨時総会（平成29年 8月 1日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成30年 6月11日より改定施行する。

通常総会（平成30年 5月28日）にて、第8条（組合員の資格）の一部改定を承認

この定款は、平成31年 2月 8日より改定施行する。

臨時総会（平成31年 1月24日）にて、第8条（組合員の資格）及び第14条（除名）
並びに第26条（役員の定数等）の一部改定を承認

この定款は、令和 3年 6月14日より改定施行する。

通常総会（令和 3年 5月27日）にて、第19条（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧
等）、第26条（役員の定数等）、第29条（理事長、副理事長及び常務理事の選出）、
第30条（代表理事の職務等）及び第53条（法定利益準備金）並びに第55条（特別積立
金）の一部改定を承認